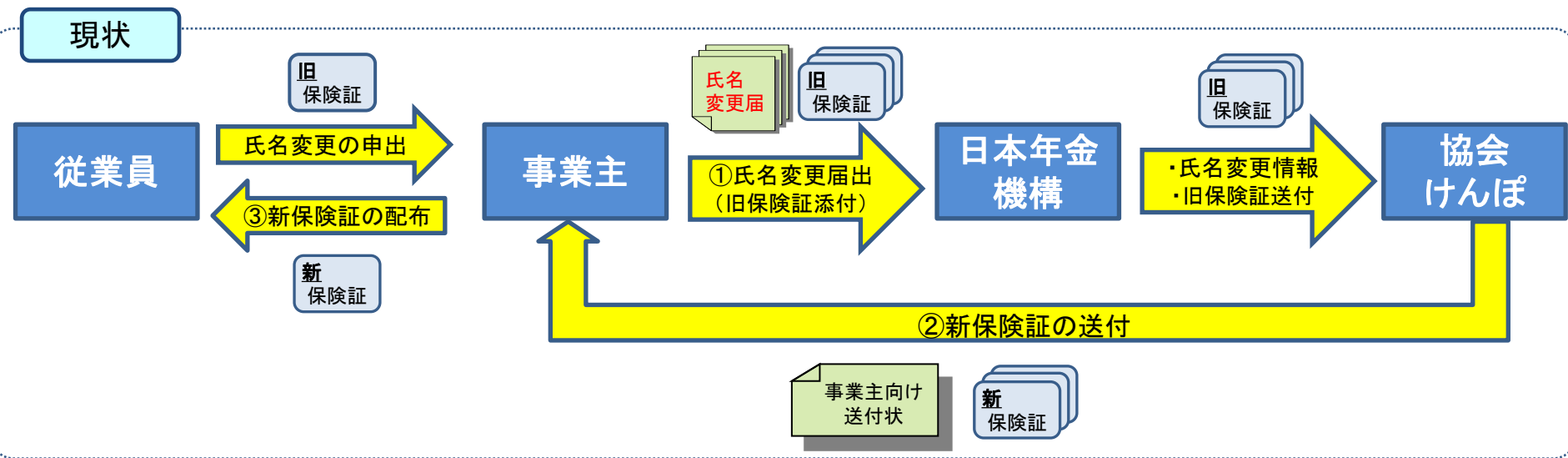


(協会けんぽに加入している従業員の方の氏名変更届の省略について)

○ 従業員の方の氏名変更があった場合は、新しい氏名の記載された保険証を自動で発行し、定期的に事業主の皆さまへお送りしますので、該当する従業員の方から旧氏名の保険証を回収いただいた後、新しい保険証をお渡しく下さい。また、回収した保険証は現行どおり、日本年金機構へ返送をお願いします。



- ① 事業主の皆さまには、従業員の方から氏名変更の申出があった場合に、氏名変更届と旧氏名が記載された保険証を日本年金機構に提出いただいています。
- ② 新しい氏名の保険証(被扶養者がいる場合は、その方の保険証も含まれます)を発行し、事業所へ送付しています。
- ③ 事業主の皆さまには、ご提出いただいた氏名変更届の提出記録と新保険証を照合した上で、新保険証を各従業員の方にお渡しいただいています。